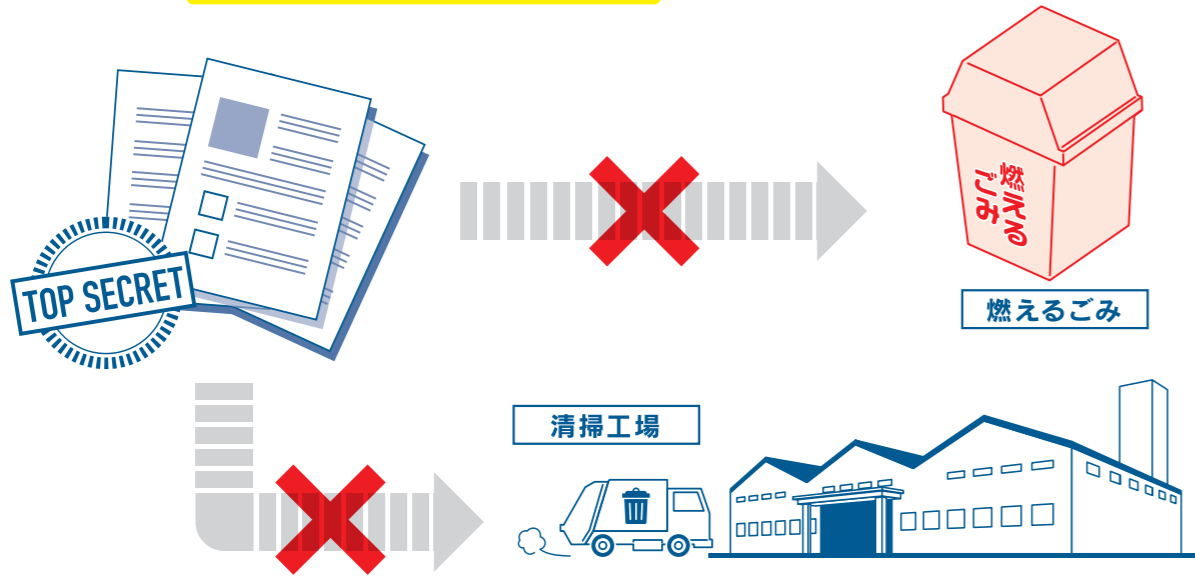




機密書類の処理について

Recycle Point

機密書類についても、「リサイクルできる紙」であれば燃えるごみとしての排出ができません。また、**清掃工場への搬入もできません。**

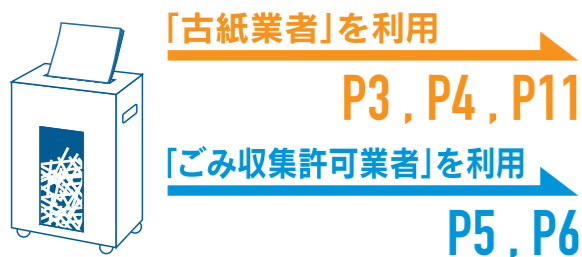


機密を保持し古紙類を資源としてリサイクルする「機密書類処理業者」へご依頼ください。業者により機密書類の取り扱いが異なるので、**排出する機密の内容に応じた**処理業者を選択しましょう。

CASE.1 自社でシュレッダー処理する場合

シュレッダー処理を行った機密書類は、リサイクル可能です。古紙業者または、ごみ収集許可業者をご利用ください。また、直接持ち込み可能*な古紙業者がありますので、P11以降で確認してください。

※シュレッダー古紙等を持ち込む場合は、必ず事前に連絡し、紙以外のものや**禁忌品 (P8参照)**は除去してください。



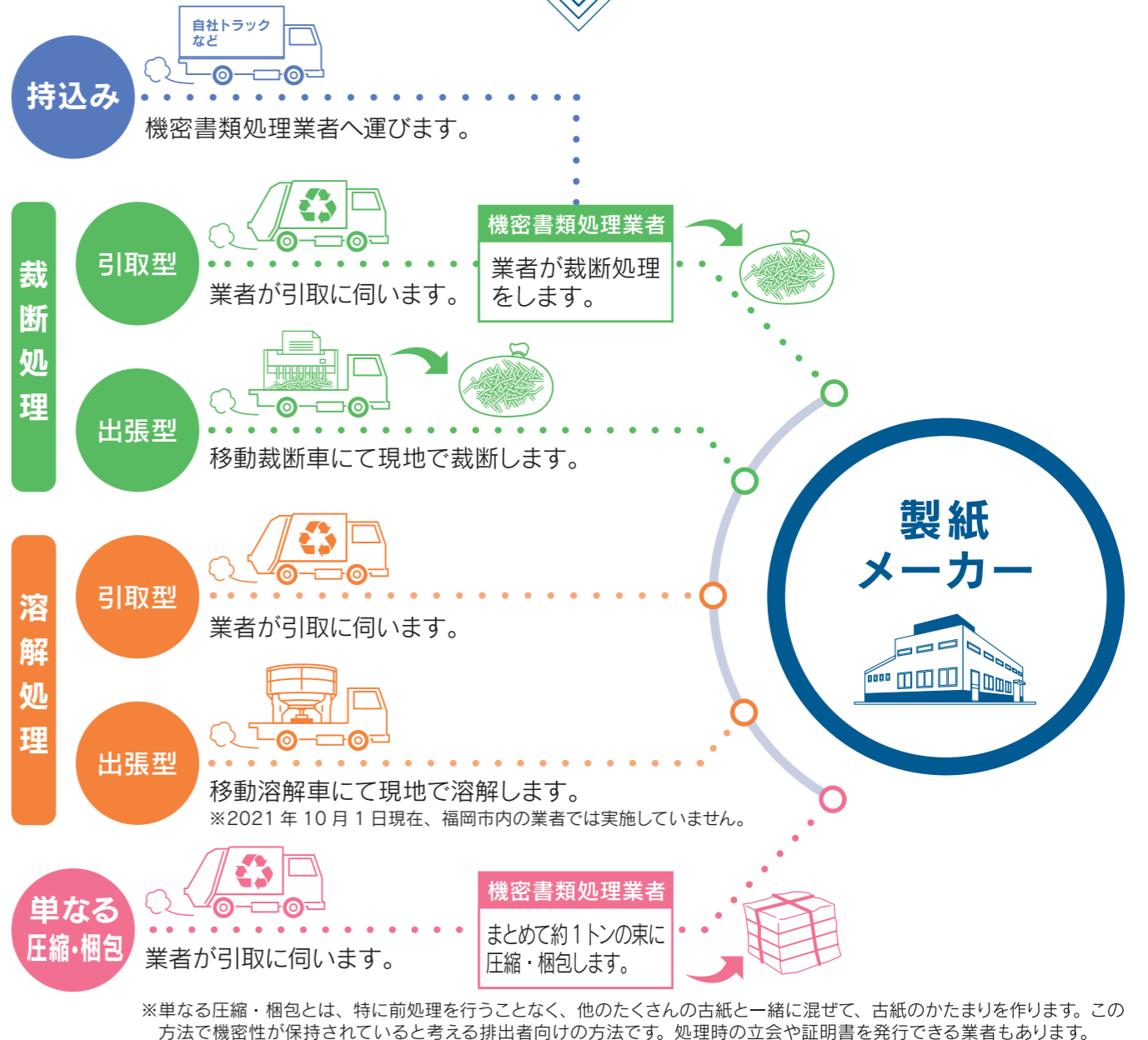
CASE.2 自社でシュレッダーしない場合

セキュリティや費用など会社の実情にあった処理業者を選びましょう。

※P10の機密書類処理フローを参考にP11以降から機密書類処理に対応した古紙業者を探し、依頼してください。



自社でシュレッダーしない場合の機密書類処理フロー



製紙メーカーでは…

